



郵政産業労働者ユニオン中国

第146号

2025年9月20日 発行

発行⇒ 郵政産業労働者ユニオン
中国地方本部

Tel&Fax⇒ 082-244-7719
piwu-chugoku@abelia.ocn.ne.jp
http://www.piwu-chugoku.net/



郵政ユニオン最低賃金への取り組み 全国一律1500円以上を求めて！

郵政ユニオンは、これまで最低賃金全国一律1500円以上を求めて声を上げてきました。最低賃金とは厚生労働省HPによると、“最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。”、“最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。実際に支払われる賃金から一部の賃金(割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当など)を除いたものが対象となります”となっております。月給制の方においては基本給と呼ばれるものです。どの都道府県においても、事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用されます。

郵政における時給制の方の場合、時給＝基本給＋加算給となっているようですが、この基本給の部分に最低賃金関わってきます。地域別最低賃金（都道府県別）を1の位を切り上げた額に20円を加算した額が基本給となります。仮に地域別最低賃金が1085円だった場合、

（1の位を切り上げた額→1090円＋20円＝1110円）となります。

その地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会（東京）が都道府県別の引き上げ目安額を示し、各地方最低賃金審議会での審議・答申を得た後、都道府県労働局長により決定されます（厚生労働省HPより）。

郵政ユニオンは、この最低賃金審議会に対して意見書の提出等積極的な活動をしています。昨今の急激な物価高騰の中、郵政ユニオンは、人間らしく生きていく為に、時給1500円以上！1か月に8時間労働×1500円×20日で最低月24万円以上が必要と考えています。今後も引き続き全国一律最低賃金1500円以上の獲得を求めていきます。賃金に関心のない方はいないと思います。最賃引き上げに賛同される方は郵政ユニオンで共に闘っていきましょう。

【2025年中国地方5県の最低賃金】

	2023年	2024年	2025年	前年比(円)	適用日
広島	970	1020	1085	65	11/1
岡山	932	982	1047	65	12/1
山口	928	979	1043	64	10/16
島根	904	962	1033	71	11/17
鳥取	900	957	1030	73	10/4